

広島県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくら薬局	三原市宮浦六丁目六番三九号	令和八年二月一六日
訪問看護ステーションほんわか	尾道市西御所町一番二七号	令和七年一月三〇日
廿日市さくら眼科	廿日市市下平良二丁目二番一号 ゆめタウン廿日市三階	令和八年一月三二日